

議案第8号

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、職員の休憩時間を柔軟化するため必要があるからである。

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第31条に規定する事業のほか、次に掲げる場合には、規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

- (1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。
- (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。
- (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(休憩時間)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 任命権者は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第31条に規定する事業のほか、次に掲げる場合には、規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。</u></p> <p><u>(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。</u></p> <p><u>(2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。</u></p> <p><u>(3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。</u></p>	<p>(休憩時間)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 前項の休憩時間は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第31条に規定する事業のほか、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として規則で定める場合には、一斉に与えないことができる。</u></p>